

《短 報》

DPC 包括医療前後における甲状腺機能亢進症の ^{131}I 内用療法に対する診療報酬の変化について

渡辺 定弘* 小須田 茂* 矢野 文月* 阿部 克己*
草野 正一* 田中 祐司**

要旨 甲状腺機能亢進症，中毒性多発結節性甲状腺腫患者の放射性ヨード治療のための入院加療を行った場合，従来の出来高払いと比較して病院収入は減収となった．減収額は甲状腺機能亢進症患者 2 日入院に対して， ^{131}I 555 MBq (15 mCi) 投与で 29,970 円，中毒性多発結節性甲状腺腫患者 2 日入院に対して， ^{131}I 925 MBq (25 mCi) 投与で 48,870 円となった．出来高払いと比較した入院期間の損益分岐点はそれぞれ 6 日，9 日となった．厚生労働省への改正要望項目として，甲状腺機能亢進症 (中毒性多発結節性甲状腺腫を含む) に対する ^{131}I 内用療法の新設と非包括化を挙げた．

(核医学 41: 415-419, 2004)